

墨田区公共工事の前払金取扱要綱

平成30年3月23日
29墨総契第1122号

改正 平成31年3月28日30墨総契第1205号

(趣旨)

第1条 この要綱は、墨田区契約事務規則(昭和39年墨田区規則第11号。以下「規則」という。)第47条の規定による前金払(以下「前金払」という。)に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する公共工事(以下「工事等」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事等については、前金払の対象としない。

- (1) 契約金額が130万円以下のもの
 - (2) 材料を支給することとしている工事等で、契約金額に支給材料の額を加えた額の3割以上の額の材料を支給することとしているもの
- 2 予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるとき、又は所管部長(当該工事等を所管する部長をいう。以下同じ。)が前金払の必要がないと認める工事等については、前金払をしないことができる。

(前払金の額)

第3条 規則第47条の規定により支払う前払金(以下「前払金」という。)の額は、契約金額の3割(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事(以下「工事」という。)については4割)以内の額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることはできない。

- (1) 工事 1件の契約につき4億円
 - (2) 工事以外のもの 1件の契約につき1億円
- 2 予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるとき、又は所管部長が前項に規定する割合による前金払が不相当と認める工事等については、同項に規定する前金払の割合を減ずることができる。
- 3 前払金の支払を行う前に契約金額を減額変更した場合における第1項の規定の適用については、同項中「契約金額」とあるのは、「変更後の契約金額」とする。
- 4 支払おうとする前払金の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を支払う。

(前金払の対象及び割合等の明示)

第4条 前払金の有無並びに前払金を支払う場合における当該前払金の割合及び限度額については、入札公告等において、あらかじめ入札参加者等に対して明示しなければならない。

2 前払金の対象となる工事等（第2条第2項の規定により、前払金を支払わないこととした工事等を除く。以下同じ。）の契約を締結するに当たっては、所定の金額を限度として前払金を支払うことができることを契約書に明記するほか、次の各号に掲げる事項を契約条項として定めなければならない。

- (1) 前払金の請求手続に関する事。
- (2) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関する事。
- (3) 契約金額の変更があった場合における保証契約（法第2条第5項に規定する保証契約をいう。以下同じ。）の変更に関する事。
- (4) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関する事。
- (5) 前払金の用途制限に関する事。
- (6) 保証契約が解除された場合等における前払金の返還に関する事。

（前払金の請求手続等）

第5条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方に法第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を締結させ、その保証証書を区に提出させた上で行わせなければならない。

2 工事等の着手時期を指定する場合その他所管部長が必要と認めるときは、前払金の請求時期を指定することができる。

3 契約の相手方から第1項の請求があったときは、速やかに前払金を支払うものとする。
（契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還等）

第6条 前払金を支払った後に契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の100分の120を超えるときは、前払金を追加して支払うことができる。

2 前項の規定により追加して支払う前払金の額は、変更後の契約金額について当該工事等に係る第3条第1項に規定する割合を適用して算出した額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額の全部を切り捨てた額。以下「変更後前払金額」という。）から既に支払った前払金の額を控除した額を超えない額とする。

3 前払金を支払った後に契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の100分の80に満たないときは、既に支払った前払金の一部を返還させることができる。

4 前項の規定により返還させる前払金の額は、既に支払った前払金の額から変更後前払金額を控除した額とする。

5 第3条第2項の規定は、変更後前払金額を算出する場合について準用する。

6 第1項の規定により前払金を追加して支払う場合は、当該追加して支払う前払金の額及び既に支払った前払金の額の合計額が第3条第1項各号に規定する額を超えてはならない。

- 7 第3項の規定による前払金の返還は、返還期限を定めて行わせるものとする。この場合において、返還期限の日までに当該前払金が返還されないときは、返還期限の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、1年を365日として計算した割合。以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。）により計算した額を遅延利息として契約の相手方に請求するものとする。
- 8 前払金を支払った後に、契約を変更したことにより、第2条第1項各号に掲げる工事等（以下「前金払対象外工事等」という。）に該当することとなったときは、前払金の返還を要しない。ただし、第3項の規定により返還させる場合は、この限りでない。
- 9 前金払対象外工事等が、契約を変更したことにより、前金払の対象となる工事等に該当することとなった場合であっても、前払金は支払わない。前金払の対象である工事等が、前払金の支払を行う前に、契約を変更したことにより、前金払対象外工事等に該当することとなった場合も同様とする。

（保証契約の変更）

- 第7条 前条第1項の規定により前払金を追加して支払うときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更した保証契約に係る保証証書を区に提出させなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更した保証契約に係る保証証書を区に提出させなければならない。
 - 3 既定の工期が変更された場合は、契約の相手方と保証契約を締結した保証事業会社に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知は、区に代わって、契約の相手方に行わせることができる。

（前払金の使途制限）

- 第8条 前払金は、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとし、これを契約条項として定めなければならない。
- 2 工事に係る前項の必要な経費とは、地方自治法施行規則附則第3条第1項に規定する材料費等に相当する額として必要な経費とする。

（契約を解除した場合等における前払金の返還）

- 第9条 規則第47条第3項の規定により前払金を返還させる場合（同項第2号の規定により返還させる場合にあっては、契約を解除した原因が契約の相手方の責めに帰すべき事由又は破産手続開始等の決定によるものであるときに限る。）は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した額を利息として契約の相手方に請求するものとする。
- 2 規則第47条第3項第2号の規定により前払金を返還させようとする場合において、当該工事等について支払うべき既済部分に相応する代価があるときは、既に支払った前払金を当該既済部分に相応する代価の支払に充当することができる。
 - 3 前項の規定により、既済部分に相応する代価の支払に充当してもなお既に支払った前払金に余剰があるときは、当該余剰金（契約を解除した原因が契約の相手方の責めに

帰すべき事由又は破産手続開始等の決定によるものであるときは、当該余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該余剰額につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した額を加えた額)を返還させなければならない。

(債務負担行為を伴う工事等の特例)

第10条 債務負担行為を伴う工事等である等の理由により、契約を締結した日が属する年度に前払金の全部又は一部を支払うことができないときは、その翌年度に前払金の全部又は一部を支払うことができる。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日以後に契約を締結する工事等に係る前金払について適用し、同日前に契約を締結した工事等に係る前金払の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の第3条第1項第1号の規定は、この要綱の適用の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。